

広島県告示第四百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十八年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十七年広島県告示第二百二十一号	
所在地		広島県三次市和知町地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	本郷川（二五二隣二〇）	土石流
	の自然発生の土砂災害の種現象類	の自然発生の土砂災害の種現象類	の自然発生の土砂災害の種現象類
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	本郷川（二五二隣二一）	土石流
	の自然発生の土砂災害の種現象類	の自然発生の土砂災害の種現象類	の自然発生の土砂災害の種現象類
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	本郷川（二五二隣二二）	土石流
	の自然発生の土砂災害の種現象類	の自然発生の土砂災害の種現象類	の自然発生の土砂災害の種現象類